

人権が尊重される社会を目指して ～県内で発生した人権侵害～

県では、これまで人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しているところですが、依然として、社会の様々な場面で、偏見や差別が存在しています。

このリーフレットでは、近年の人権侵害の状況や、本県で発生した人権侵害の実例をご紹介します。

県民の皆さんが人権問題を考える参考にしていただければ幸いです。



令和6年3月

福岡県福祉労働部 人権・同和対策局

人権侵害の状況

法務省：人権侵犯事件(令和5年)

人権侵害の疑いがあるとして、令和5年に全国の法務局が調査を行った「人権侵犯事件」は約8,201件で、前年に比べ342件(4.4%)増加しています。このうち、インターネットを利用した人権侵犯事件は940件で、前年に比べ13.5%減少しています。また、学校におけるいじめ事案は1,098件(対前年比4.9%増加)で、全事件数の13.4%を占め、依然として高い水準で推移しています。

単位: 件

	平成30年	平成31/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事件総数	19,063	15,420	9,589	8,581	7,859	8,201
(インターネット上の人権侵害情報に関する事件)	(1,910)	(1,985)	(1,693)	(1,306)	(1,087)	(940)
(学校におけるいじめ事案)	(2,955)	(2,944)	(1,126)	(1,169)	(1,047)	(1,098)

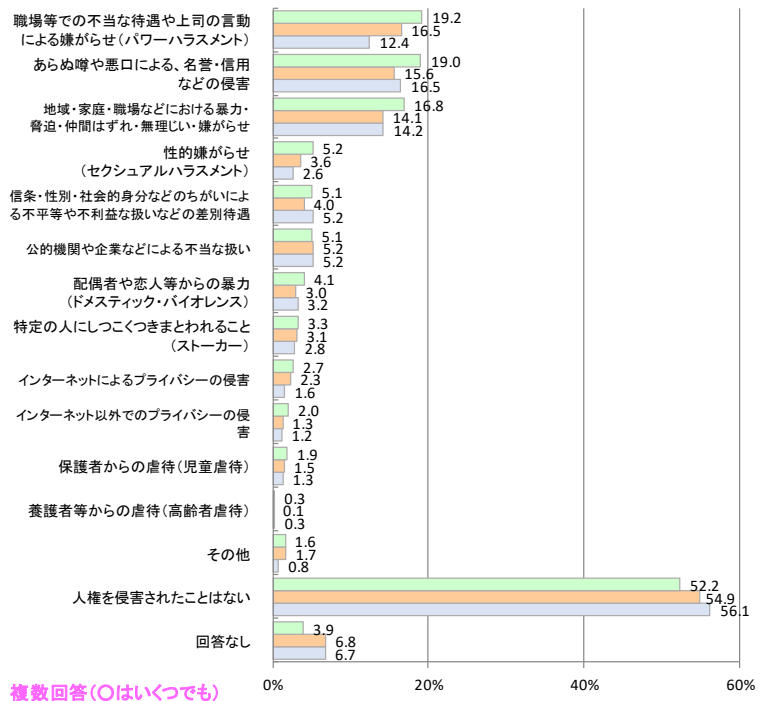
福岡県：人権問題に関する県民意識調査(令和3年度)

～あなたは、これまで人権を侵害されたことがありますか？～

令和3年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」では、「これまでに受けた人権侵害」として

- ◆「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ」 19.2%
 - ◆「あらぬ噂や悪口による、名誉信用などの侵害」 19.0%
 - ◆「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」 16.8%
- がワースト3となっています。

※ 「配偶者や恋人等からの暴力(DV)」(4.1%)など、一見小さい割合のようですが、福岡県の有権者423万人を母集団とする調査結果ですから、統計上は県全体で約17万人前後がDVの被害を受けたことになります。



複数回答(〇はいくつでも)

2021年度全体 (N=1876)
2016年度全体 (N=1,954)
2011年度全体 (N=2,107)

事例1：障がいのある人の人権

障がい者就労支援施設における暴行事件

平成25年2月、県内の障がい者施設の男性職員が利用者に対する暴行容疑で逮捕されました。また、逮捕後、この容疑者は他県の系列施設でも障がいのある人にさまざまな虐待などを行っていたこともわかっています。

障がい者施設は、障がいのある方々が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設置されているものです。そのような施設において、虐待行為が起こることは断じてあってはならないことです。

[新聞見出し(H25.2.10)]

■障がい者虐待事件の概要

発生場所	NPO法人が運営する障がい福祉サービス事業所
加害者	同施設の男性職員
虐待の内容 (逮捕容疑)	・男性利用者の頭の上に的を置き、千枚通しでダーツをした ・エアガンで撃つ 等

福岡元施設次長、虐待容疑
入所者頭上で「ダーツ」

福岡県の取組

県では、毎年、障がい者施設の管理者や従事者に対して、障害者基本法や障害者虐待防止法の周知徹底、障がいのある人の権利擁護などについて、研修を実施するとともに、施設内においても改めて研修の実施を促すなど指導を行ってきたところです。

この事件を踏まえ、障がい者施設の職員に対する虐待の実例を交えた指導の実施、障害者施設における虐待防止体制の整備の推進など、再発防止のための取組を進めています。

事例2:こどもの人権

母と知人による児童虐待事件

令和3年3月、県内で、自身の子どもの食事を制限して低栄養状態にして死なせたとして、母親とその知人が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されました。

亡くなった子どもは、食事を抜かれるなどの虐待を日常的に受けていたとみられています。

【西日本新聞ニュース】

**5歳餓死、母と知人女を逮捕 食事与えず致死容疑
福岡・篠栗町**

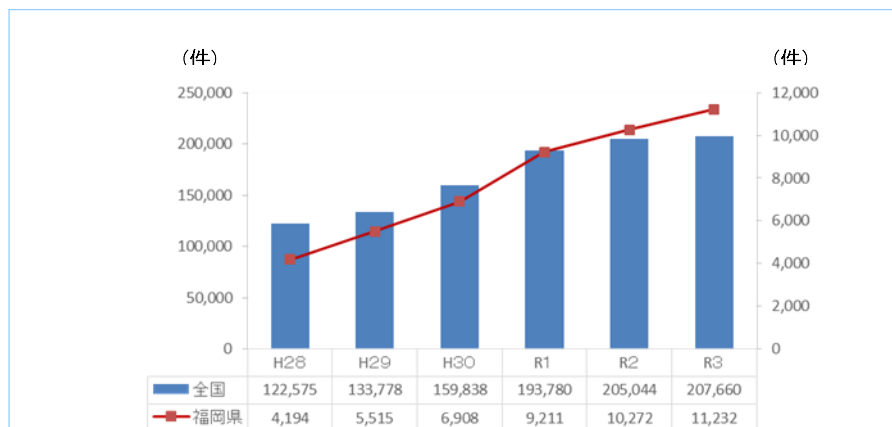
2021/3/3 6:00

福岡県の取組

県では、児童相談所の相談援助体制を強化するため、児童虐待防止法が改正された平成28年から令和4年度までに、県内6つの児童相談所の児童福祉司を73名から138名と大幅に増員するとともに、保健師、警察官、弁護士を配置するなど、体制強化を図ってきました。

これからも、子どもが虐待を受けることなく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、再発防止にいたるまでの切れ目のない取組を実施します。

児童虐待相談対応件数



事例3：高齢者の人権

認知症の父親に対する高齢者虐待

[新聞見出し(H22.11.10)]

平成22年11月、県内の男性が同居する76歳の父親に対する暴行と傷害の疑いで逮捕されました。

約3年前から認知症で動作が不自由になった父親に腹を立て、日常的に暴力をふるい、顎の骨を折るなどの重傷を負わせた虐待行為でした。

傷害容疑などで男逮捕

認知症の父親虐待

福岡県の取組

県では、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定して、県や市町村が目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにしています。

第9次福岡県高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）では、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念としています。

この中で、高齢者が尊厳を尊重されながら地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や認知症高齢者を支える体制づくりを進めています。

県内における養介護施設従事者等による虐待

	平成29年度	平成30年度	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
虐待件数	20件	22件	24件	20件	27件

事例4：部落差別事案

インターネット上の部落差別書き込み等

誰もが匿名で情報発信者になることができるインターネットの特性を悪用し、同和地区の場所を特定できる情報を発信したり、誰が同和地区の出身者であるかという情報を拡散させた事案が発生しています。

また、数年間にわたり複数回、特定の地域を同和地区であると書いた紙片を通学路に執拗に置き、通学中の生徒が拾うように仕向けた事案が挙げられます

福岡県の取組

部落差別は、人の心を傷つけるだけでなく、憲法で保障された基本的人権を侵害する行為であり、決して許すことのできないものです。県では、法務局や県内市町村と連携しながら、部落差別のない社会の実現に向け、教育・啓発を進めています。

部落差別を解消するためには、全ての人が人権尊重の意識を持ち、行動や態度、言葉で表していくことが必要です。県や市町村などで開催されている研修会や講演会に積極的に参加いただき、この問題について理解を深めてくださるようお願いします。

国は、平成28年に部落差別解消推進法を施行し、県においても平成31年に部落差別解消推進条例を施行しています。

今後も、条例に基づき、県民一人ひとりが部落差別の解消に関し理解を深めていただけるよう啓発に努め、部落差別のない社会の実現に向け取り組んでいきます。

部落差別（同和問題） —みんなの力で差別をなくそう—

昭和44（1969）年制定の「同和対策事業特別措置法」以降、30有余年にわたり部落差別（同和問題）の解消に向けた取組が進められました。

福岡県においても同和対策事業の実施によって、劣悪であった同和地区の生活環境は大きく改善され、奨学金制度の充実など教育への取り組みによって、「不就学児童・生徒」や「非識字」の問題も解消に向かい、高等学校等への進学率も上昇するなど、同和地区住民の生活実態も大きく変わりました。

しかし、同和地区住民の産業・労働問題については今なお重い課題が残されているほか、福岡県が実施している「県民意識調査」にも一部あらわれているように、結婚に際して、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意識、さらにはインターネット上での書き込みなど、さまざまな形で差別事案が後を絶たない厳しい現実があります。

部落差別（同和問題）の解消のためには

私たちは、「差別はいけないことだ」ということはよく知っています。しかし、それだけでは部落差別（同和問題）はなくなりません。

まったくいわれのないこのような差別を解消するためには、まず私たち一人一人がその差別がどんなに不合理であるかを自らに問いかけ、自らの意識を見つめなおすことが必要です。

差別ほど人の心を傷つけるものではありません。何気なく発したつもりの言葉であっても、それによってはかりしれない心の痛みを覚える人がいることを決して忘れないようにしましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）が平成28年12月16日から施行されました。

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31年福岡県条例第6号）を平成31年3月1日に施行しました。



福岡県福祉労働部人権・同和対策局
福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3325

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

平成 31 年 3 月 1 日施行 福岡県条例第 6 号

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もおお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第百九号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査（以下「調査」という。）を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができ。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第三章 雑則

(解釈及び運用)

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

問い合わせ先

福岡県 福祉労働部 人権・同和対策局 調整課

TEL：092－643－3325 FAX：092－643－3326

詳しくはこちら

福岡県 部落差別解消推進条例

検索



部落差別のない社会に向けて



部落差別解消 推進条例



『福岡県部落差別の解消の推進に関する条例』の概要

福岡県では、部落差別の解消について、県民の皆さんの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現を目指します。

主な内容

1

基本理念や県の責務を明記

- 部落差別のない社会を実現することを目的としています。
- 県民一人一人の理解を深めるよう努めることを基本理念として、県は、国や市町村との連携を図り、部落差別の解消に関する施策を行う責務があります。

2

部落差別の解消に向けた施策を推進

- 部落差別に関する相談体制の充実や部落差別を解消するために必要な教育・啓発を行います。
- 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行います。

3

結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止

- 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。
- 県は、部落差別事象の発生防止のため、県民及び事業者に対し、必要な指導・助言を行うことができます。
- 県は、事業者に対し、調査を中止すべき旨と必要な措置をとるべき旨を勧告することができます。

条例の構成

第一章 部落差別の解消の推進

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------------|
| 第一条 | 目的 | 第五条 | 教育及び啓発 |
| 第二条 | 基本理念 | 第六条 | 部落差別の実態に係る調査 |
| 第三条 | 県の責務 | 第七条 | 意見の聴取 |
| 第四条 | 相談体制の充実 | | |

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止

- | | | | |
|-----|------------|------|--------|
| 第八条 | 趣旨 | 第十一条 | 指導及び助言 |
| 第九条 | 県の責務 | 第十二条 | 申出 |
| 第十条 | 県民及び事業者の責務 | 第十三条 | 勧告等 |

第三章 雑則

- | | |
|------|--------|
| 第十四条 | 解釈及び運用 |
| 第十五条 | 規則への委任 |

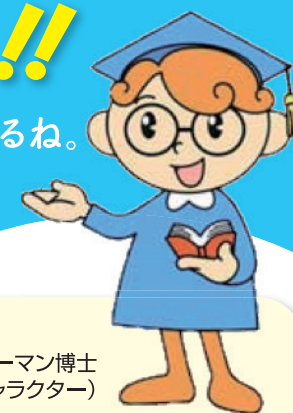
「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会の実現に向け、基本理念や県の責務などを規定しています。

結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止について、改正前の「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」の内容を引き続き規定しています。



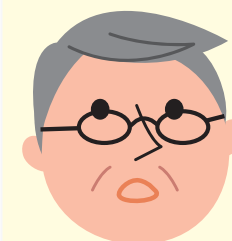
教えて！ヒューマン博士！！

県が、部落差別の解消を推進するために条例を改正しているね。ヒューマン博士に条例のことを教えてもらいましょう。



ヒューマン博士
(福岡県の人権啓発キャラクター)

なぜ改正したの？



県では、平成7年に「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚や就職の際の部落差別事象の発生の防止をはじめ同和問題の解決に努めてきました。

しかしながら、従来からの差別発言や差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。また、平成28年には、部落差別は許されないものであるとした「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

これらのことから、県として部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を新たに加える改正を行ないました。

改正で変わったところは？



「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」に部落差別の解消に向けた基本理念や県の責務、相談体制の充実や教育・啓発の推進など、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた規定を加え、条例名を「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に変更しました。

結婚や就職に際しての同和地区に居住していることなどを理由とした部落差別事象の発生の防止については、これまでと同様に規定しています。なお、今回の改正で、勧告・公表の対象を県内事業者に限らず、県外事業者も含めることとしました。

私たちに求められることは？



県民や事業者の皆さんは、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。

県においては、改正後の「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を、県の広報やポスター、リーフレットなどを活用し、県民の皆さんにお知らせしていくとともに、関係機関と連携し相談体制の充実や教育・啓発の推進に取り組みます。

部落差別は、基本的人権に関わる問題です。私たちの力で、部落差別のない社会の実現を目指しましょう。

公布・施行

平成31年3月1日



公印省略

6 介 第 6 1 3 号
令和 6 年 7 月 1 日

各 高 齢 者 施 設 管 理 者
各 介 護 サービス 事業 所 管 理 者 } 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

同和問題に関する研修の実施について（依頼）

日頃から、高齢者福祉行政の円滑な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

部落差別の解消の推進について、国は、部落差別のない社会を実現することを目的に、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）を制定しました。

また、本県では、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年福岡県条例第6号）を制定し、部落差別に関する相談体制の充実を図ること、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと等に取り組んできました。

このような中、昨年度、県内の高齢者施設において、当該施設の職員が、特定地域を同和地区であると発言する差別事案が発生しました。国、県、市町村が連携し、部落差別の解消に関する施策を講じている最中にこのような事案が発生したことは、極めて遺憾であります。

貴職におかれましては、施設の職員一人一人が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、職員に対する研修に取り組んでいただきますようお願いいたします。

本県では、企業、地域等で行われる啓発及び研修の推進を図るため、主催者の依頼に応じ講師をあっせんする「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業」を実施していますので、当該事業の活用も御検討ください。

「人権問題に関する県民意識調査」

令和3年8～10月に、福岡県の有権者5,000人を対象に調査を行い、1,876人の方から回答をいただきました。(全34問)

住宅を選ぶ際に、同和地区や外国籍住民が多く住んでいる地区などを避けることがあると思いますか？

「同和地区の地域内」についての忌避意識を聞いたところ、「避けると思う」が14.1%で、「どちらかといえば避けると思う」20.3%を合すると34.4%となっており、他の項目より強い忌避意識を示しています。

これに「近隣に生活が困難な人が多く住んでいる」29.1%、「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」28.5%、「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」21.0%が続いています。

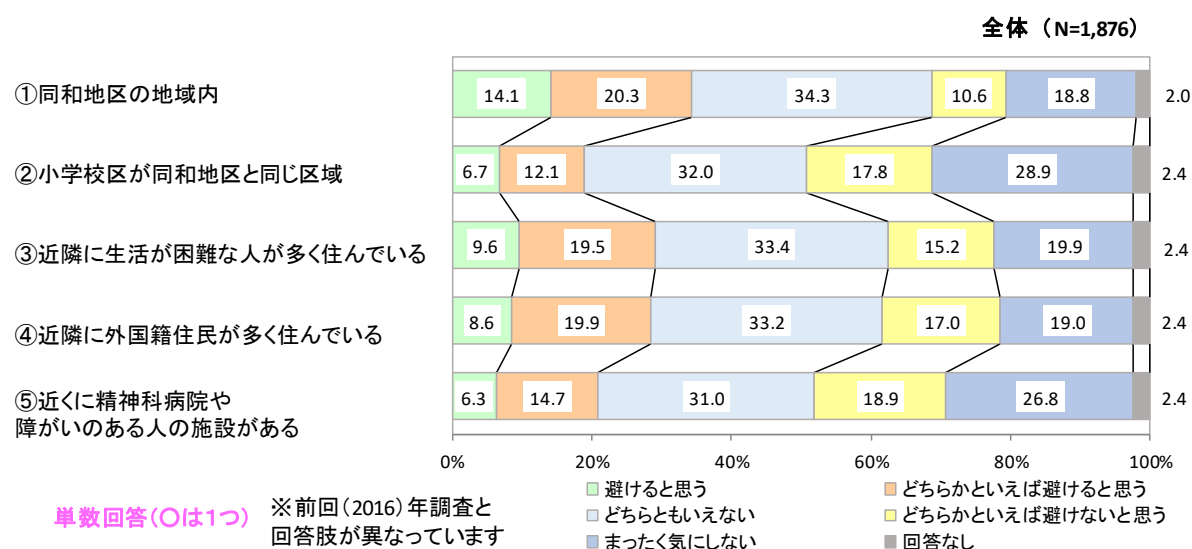
「小学校区が同和地区と同じ区域」は18.8%ですが、それでも2割弱は忌避意識を示しています。

引越しや宅地建物の取引において、「同和地区の物件ですか。」「その近くに同和地区がありますか。」といった役所等への問い合わせが行われています。

こういった問い合わせの背景には、ある土地（地域）について、「できれば避けたい。」といった意識（忌避意識）が残っているからではないでしょうか。

このように同和地区の有無を問い合わせたり、調査することは、結果としてその土地に住む人びと全体に対する差別を助長することとなります。

どこで暮らしているかによって差別することは人権を侵害することにも他なりません。住んでいる土地によって差別されることの問題を私たち一人ひとりが考える必要があります。



講師団講師あっせん事業

福岡県は、国、市町村、企業、地域などで行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、講師団講師あっせん事業を実施しています。

講師団講師あっせん事業とは、国、市町村、企業、地域などの求めに応じて、講師をあっせんするものです。

講師団講師は、同和問題に係る啓発・研修講師団とその他の人権問題に係る啓発・研修講師団があり、それぞれ学識経験者、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

【費用負担について】

企業、地域などが行う研修に講師団講師をあっせんした場合の謝金・旅費については、福岡県が負担します。

なお、依頼者の負担となる場合もありますので、詳しくは県のホームページもしくは問い合わせ先までご連絡ください。

【研修情報誌「すばる」について】

講師団講師あっせん事業の概要や利用方法等を掲載した情報誌を作成しています。県のホームページにも掲載していますので、御参照ください。

(ホームページアドレス) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

企業や業界団体等が講師団講師あっせん事業を活用して研修を実施した場合は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目の人権・同和啓発研修の対象となります。
詳しくは、福岡県ホームページから「人権・同和啓発研修」を検索してください。

問い合わせ先

福岡県福祉労働部

人権・同和対策局調整課

電話 092-643-3324

ファクシ 092-643-3326

介護現場におけるハラスメント対策

介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業所に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることになり、令和3年に一部改定された運営基準（省令）において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントへの対策が明文化されました。事業主が講ずべき措置の内容及び講じることが望ましい取組について、新たに記載がありますので、各介護保険施設、介護サービス事業所におかれましては、遺漏なきようお願いします。

ハラスメント対策を講じるにあたっては、以下の資料及び厚生労働省ホームページ等を参考にしてください。

○「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12305000/000947524.pdf>

○ 厚生労働省ホームページ 「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

みんなで目指そう！LGBTQ フレンドリーなまちづくり

福岡県では、LGBTQなど性的少数者の方々に対する正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組みを進めています。

この取組みの一環として、性的少数者の方々への配慮事項などについて学べるガイドブックをNPO法人Rainbow Soup（レインボースープ）と協働し作成しました（R5.10 改訂）。

また、令和4年4月から、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

○「レインボーガイドブック」

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rainbowguidebook.html>

○「福岡県パートナーシップ宣誓制度」

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html>

無料 弁護士による

L G B T Q 電 話 相 談

福岡県・福岡市では、LGBTをはじめとする性的マイノリティの方やその周りの方々が、安心して相談できるよう、福岡県弁護士会と協力して性的マイノリティの支援に携わっている弁護士によるLGBT専門電話相談を実施します。

※このチラシでは、LGBTを「LGBTをはじめとする性的マイノリティの総称」として使用しています。

相談日時

第2木曜日・第4土曜日
正午～午後4時

電話番号

070-7655-1698

こんな悩みを一人でかかえていませんか？

パートナーに財産を残したいが、
方法がわからない

自認する性に沿った扱いをして
ほしいと会社に申し出たら
退職してほしいと言われた

同性愛者であることを
バラすと脅されている

友人からゲイだと打ち明けられたが
対応の仕方がわからない

同性パートナーから
暴力を受けている

その他、困りごとなどに関して、どなたでも無料でご相談いただけます。
名前や住んでいるところ、セクシャリティなどを言う必要はありません。

○もちろん秘密は守ります。

○必要に応じて、L G B Tに関連する活動をしている団体をご紹介します。

○その他の相談窓口やL G B T関連団体は裏面をご参照ください。

LGBTに関する相談・問い合わせ先

性同一性障がい(性別不合)に関する相談	福岡市精神保健福祉センター ※ 092-737-8829 第1・3水曜日 午前10時～午後1時 (祝休日、年末年始を除く)	○医療に関すること ・医療機関の情報を知りたい ・治療について知りたい など
家族や職場・地域のことに関する相談	福岡市男女共同参画推進センター ※ (アミカス) 092-526-3788 午前10時～午後4時半(年末年始を除く) 第2・4月曜日 午前10時～午後8時 (祝休日は午後4時半まで)	○人間関係や自分の生き方について、パートナー・配偶者からのDVについて など (福岡市に通勤・通学している人も対象)
こどもに関する相談	福岡市こども総合相談センター ※ (えがお館) 092-833-3000 24時間対応 (年末年始を除く)	○福岡市に居住するこども本人や保護者などからの相談
人権に関する相談	ふくおか人権ホットライン(福岡県) 092-724-2644 第4金曜日 午後3時～午後6時	
	福岡市人権啓発センター(ココロンセンター)人権啓発相談室 ※ 092-717-1247 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時 (祝休日、休館日、年末年始を除く)	
性的マイノリティに関する支援事業についての問い合わせ先 (パートナーシップ宣誓制度など)	福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 092-643-3325 月～金曜日 午前8時半～午後5時45分 (祝休日、年末年始を除く)	
	福岡市市民局人権部人権推進課 092-711-4338 月～金曜日 午前9時～午後6時 (祝休日、年末年始を除く)	

※原則として福岡市に居住している人が利用できます。

LGBT関連団体

NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会 LGBTの家族や友人などによる会。どのような人も自分らしく安心して暮らせる、多様性を認め合える社会をつくる活動を実施。 http://lgbt-family.or.jp/	NPO法人Rainbow Soup 福岡を拠点にSOGIEやLGBTQ等性的マイノリティ関連の情報発信・啓発活動を実施。 https://rainbowsoup.net/
一般社団法人gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 九州支部 性同一性障害の専門の団体で、福岡市を拠点に交流会の開催、当事者及びそのご家族の方の相談や講演活動を実施。 https://gids.or.jp/aboutus/branch/kyushu	NPO法人カラフルチェンジラボ 九州レインボープライドをはじめ、啓発イベントや講演会、研修会を開催。 https://cclabo.org/
FRENS 福岡を拠点に、24歳以下のLGBTQ+の子ども・若者のサポートのほか、交流会、電話相談、講演会活動を実施。 https://www.frenslgbtq.com/ 24歳以下のLGBTQ+とその周りの人の電話相談「フレンズライン」毎週日曜 午後5時～午後9時 Tel080-9062-2416	GID Link 性同一性障害の当事者が設立した自助団体。福岡県の啓発・研修講師団講師あっせん事業の講師として、企業内研修や教職員研修、誰でも学べる講演会・交流会を開催。 https://gidlink.info/
LGBTとともに生きる弁護士の会・九州 弁護士有志による団体。性的マイノリティの権利を守るための活動を実施。 https://www.facebook.com/lalq2015/	福岡コミュニティセンターHACO 主にゲイ・バイセクシュアル男性に向けて、HIV/エイズや性感染症の予防啓発を軸に活動をし、同時にセクシュアルマイノリティの方々が自由に利用できるスペースを博多区住吉にて運営。 http://loveactf.jp/

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

TEL: 092-643-3325/FAX: 092-643-3326/Mail: chosei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡市市民局人権部人権推進課

TEL: 092-711-4338/FAX: 092-733-5863/Mail: jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp



性的少数者の方や家族・友人など
周りの方々からの相談に応じる

ふくおかレインボー ホットライン

相談無料
秘密厳守

専門の相談員（※）が当事者目線で、性的指向や性自認に関する様々な悩みや不安などの相談に応じます。

匿名での相談も可能です。お気軽にご相談ください。

ご相談の例・・・

- ・自分の性別に違和感がある
- ・同性が好きなことを誰にも言えない
- ・家族や友人の理解が得られない

※この事業は、福岡県が、LGBTQ支援団体のGiD Linkに委託し実施するものです。

相談日時 毎月第1・第3火曜日
午後5時～午後9時

※相談時間は概ね30分

電話番号 090-7493-3487

※通話料は、自己負担となります

福岡県パートナーシップ宣誓制度

性的指向や性自認にかかわらず、
人生を共にしたい人と安心して生活
できるよう、令和4年4月1日から
「福岡県パートナーシップ宣誓制
度」を実施しています。

詳しくは、右のQRコードからご
覧ください。



ヒューマン博士
（福岡県の人権啓発キャラクター）



LGBTQ支援団体

NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会 LGBTQの家族や友人などによる会。どのような人も自分らしく安心して暮らせる、多様性を認め合える社会をつくる活動を実施。http://lgbt-family.or.jp/	NPO法人Rainbow Soup 福岡を拠点にSOGIEやLGBTQ等性的マイノリティ関連の情報発信・啓発活動を実施。https://rainbowsoup.net/
一般社団法人gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 九州支部 性同一性障害の専門の団体で、福岡市を拠点に交流会の開催、当事者及びそのご家族の方の相談や講演活動を実施。 https://gids.or.jp/aboutus/branch/kyushu	NPO法人カラフルチェンジラボ 九州レインボープライドをはじめ、啓発イベントや講演会、研修会を開催。https://cclabo.org/
FRENS 福岡を拠点に、24歳以下のLGBTQ+の子ども・若者のサポートのほか、交流会、電話相談、講演会活動を実施。 https://www.frenslgbtq.com/ 24歳以下のLGBTQ+とその周りの人の電話相談「フレンズライン」毎週日曜 午後5時～午後9時 TEL080-9062-2416	GID Link ※ ふくおかレインボーホットラインの受託団体 性別不合(トランスジェンダー)の当事者が設立した自助団体。福岡県の啓発・研修講師団講師あっせん事業の講師として、企業内研修や教職員研修、誰でも学べる講演会・交流会を開催。 https://gidlink.info/
LGBTとともに生きる弁護士の会・九州 弁護士有志による団体。性的マイノリティの権利を守るための活動を実施。https://www.facebook.com/lalq2015/	福岡コミュニティセンターHACO 主にゲイ・バイセクシュアル男性に向けて、HIV/エイズや性感染症の予防啓発を軸に活動をし、同時にセクシュアルマイノリティの方々が自由に利用できるスペースを博多区住吉にて運営。http://loveactf.jp/

その他の相談・問い合わせ先

人権に関する相談	福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 092-643-3325 月～金曜日 午前8時半～午後5時45分 (祝休日、年末年始を除く)
	ふくおか人権ホットライン(福岡県) 092-724-2644 第4金曜日 午後3時～午後6時
	みんなの人権110番 0570-003-110 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝休日、年末年始を除く)
	インターネット人権相談受付 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
性的マイノリティの支援に携わっている 弁護士によるLGBT専門電話相談	弁護士によるLGBT電話相談 070-7655-1698 第2木曜日・第4土曜日 正午～午後4時
DVに関すること	LGBTの方のDV被害者相談ホットライン 080-2701-5461 第1日曜日 午後2時～午後5時・第3水曜日 午後6時～午後9時
福岡県パートナーシップ宣誓制度に関すること	福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 092-643-3325 月～金曜日 午前8時半～午後5時45分 (祝休日、年末年始を除く)

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

TEL: 092-643-3325/FAX: 092-643-3326/Mail: chosei@pref.fukuoka.lg.jp